

# 『ヴュルテンベルク王立美術工芸学校 教育実験工房シュトゥットガルト綱領及び規定』和訳

針 貝 綾

Die Übersetzung ins Japanische: *Programm und Satzungen  
der Lehr- und Versuchswerkstätte der Königl. Württemberg.  
Kunstgewerbeschule zu Stuttgart*

Aya HARIKAI

はじめに

シュトゥットガルトのヴュルテンベルク王立美術工芸学校教育実験工房（Lehr- und Versuchswerkstätte der Königlichen Württembergischen Kunstgewerbeschule zu Stuttgart，以下シュトゥットガルト教育実験工房と呼ぶ）は，1901年12月9日にヴュルテンベルク王立美術工芸学校の独立部門として設置された各種美術工芸のための教育実験工房である<sup>i</sup>。今回紹介する『ヴュルテンベルク王立美術工芸学校教育実験工房シュトゥットガルト綱領及び規定』は，同教育実験工房の最初の綱領並びに規定である<sup>ii</sup>。発行年は不明だが，シュトゥットガルト教育実験工房が設置された1901年12月9日前後に発行されたと考えられる。

本稿はシュトゥットガルト教育実験工房の設立経緯と最初の綱領及び規定を整理することにより，バウハウス創設以前のドイツにおける工房教育の一端を明らかにすることを目的としている。筆者はこれまでミュンヘン手工芸連合工房に関する調査研究を行ってきており，本稿はミュンヘン手工芸連合工房の工房理念が，その主要メンバーであった芸術家たちによってシュトゥットガルト教育実験工房に継承された可能性について検討することに主眼がある。

シュトゥットガルト教育実験工房の設立経緯とミュンヘン手工芸連合工房の関わり

ウルリーケ・ピュットナーの論文「1896～1933年の美術工芸学校」によれば，ヴュルテンベルクの王ヴィルヘルム2世（Wilhelm II. von Württemberg，1848-1921）は，ヘッセ

<sup>i</sup> この教育実験工房は，現在のシュトゥットガルト造形芸術アカデミー（Staatliche Akademie der Bildenden Künste Stuttgart）の前身である。シュトゥットガルト市北西部の高台にあるその敷地は，1927年ドイツ工作連盟により開催された実験的な住宅展示会の会場ヴァイセンホーフ・ジードルンクに隣接していることでも注目される。

<sup>ii</sup> *Programm und Satzungen der Lehr- und Versuchswerkstätte der Königl. Württemberg. Kunstgewerbeschule zu Stuttgart*, Stuttgart, ca. 1901/2.

ン大公エルンスト・ルートヴィッヒによるダルムシュタット芸術家コロニーのアーティスト・イン・レジデンスをひとつのモデルとして、芸術家支援を通じた地域産業の活性化を目指した<sup>iii</sup>。その際、ヴィルヘルム 2 世は当時新たにカールスルーエから招聘されたシュトゥットガルト美術工芸学校の教授陣レオポルド・カルクロイト伯 (Leopold Graf Kalkkreuth, 1855-1928) とカルロス・グレーテ (Carlos Grethe, 1864-1913) より助言を得た。彼らの推薦した芸術家がミュンヘン手工芸連合工房の初期の重要な中心メンバーの一人であるベルンハルト・パンコック (Bernhard Pankok, 1872-1943) であった。カルクロイト伯とグレーテは1900年パリ万国博覧会に出品されたパンコック設計による室内装飾を賞賛し、彼を教員としてシュトゥットガルトに招聘することをヴィルヘルム 2 世に進言したとビュッナーは説明している<sup>iv</sup>。

しかし、シュトゥットガルト古文書館所蔵のカルクロイト伯とグレーテにより1900年頃にまとめられた文書は、彼らがパンコックだけに興味を寄せていたのではなく、彼らは「美術学校と美術工芸学校の中間に位置し、装飾あるいは応用美術のための教育施設と呼べるようなひとつの組織」すなわち「教育実験工房」の創設を構想し、そしてミュンヘン手工芸連合工房をその先駆的な例と見做し、その組織の中でパンコックを重視したことを示している<sup>v</sup>。

カルクロイト伯とグレーテはミュンヘン手工芸連合工房という組織を次のように捉えていた。

「...芸術家たちはこれまで私的な方法で、同業組合的なつながりを通して策を講じようとしてきた。芸術的なオリジナルの図案に従って制作され、彼らの図案の技術的な仕上げ自体を監督することができる工房を芸術家たちは創設している。

この種の合理的に組織された同業組合 (Genossenschaft) の唯一の例がミュンヘンの連合工房である。これは1898年4月6日に設立され、それ以来、至る所で注目されるようになった。<sup>vi</sup>」

ミュンヘン手工芸連合工房を「合理的に組織された同業組合」と捉えている点はカルクロイト伯とグレーテの独自の視点である。この文書にはミュンヘン手工芸連合工房が1898年4月6日に設立されたとあるが、アルフレート・ツィファーによれば実質的なミュンヘン手工芸連合工房の設立年月日は設立契約書作成日の1898年4月13日であり、カルクロイト伯とグレーテの文書が示す設立年月日には微妙なずれが生じている<sup>vii</sup>。

<sup>iii</sup> Ulrike Büttner, "Die Kunstgewerbeschule von 1896-1933", Niels Büttner und Angela Zieger (Hrsg.), *250 Jahre Akademie der Bildenden Künste Stuttgart*, Stuttgart, 2011, S. 135-150. Vgl., Ekkehard Mai, *Die deutschen Kunstakademien im 19. Jahrhundert: Künstlerausbildung zwischen Tradition und Avantgarde*, Böhlau Verlag, Köln, 2010, S. 344-7.

<sup>iv</sup> Ebd., S.138.

<sup>v</sup> Professor Grethe u. Graf Kalkkreuth, um 1900, E14 1659 Akademie der bildenden Künste 1900-1918, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, S. 3. タイプライターで打ち直された14ページにわたる文書。日付はないが、6ページに「パリの万国博覧会では、連合工房は三つの部屋を設え、恐らくかなりの確率で金メダルを取るだろう」とあることから、1900年パリ万国博覧会が始まる直前からパリ万国博覧会開催中メダルが確定するまでに書かれた文書であると推察される。

<sup>vi</sup> Ebd.

<sup>vii</sup> Alfred Ziffer, „Die Vereinigten Werkstätten für Kunst im Handwerk. Eine Gründung aus privater Initiative“, *Kunst und Antiquitäten*, 1989, S. 48-9.

ミュンヘン手工芸連合同工房という組織の定義に続けて、同工房の活動の重点について以下のようにまとめられている。

「その（ミュンヘン手工芸連合同工房の：筆者注）設立に際して、以下の視点が決定的であった。

1. 美術作品の生産の余剰を美術工芸領域へ振り向けること
2. イギリスやフランスとの競争に立ち向かえるだけの独自に案出する芸術的能力の必要性
3. 大規模製造業者の芸術的案出の自由化<sup>viii</sup>」

この説明から、手工芸委員会が1898年1月1日付けでその新会員たちに送付した「『手工芸連合同工房』の目的表明と参加署名の呼びかけ」に書かれていたミュンヘン手工芸連合同工房の設立趣意にカルクロイト伯とグレーテが目を通し、その趣旨をよく理解していたことが判る。

このカルクロイト伯とグレーテによる文書の13ページ目には、現在ミュンヘン手工芸連合同工房に参加している芸術家として、パンコックだけではなく、フランツ・アウグスト・オットー・クリューガー（Franz August Otto Krüger, 1868-1938）、ブルーノ・パウエル、テオドル・シュムッツ＝パウディス、テオドル・フォン・ゴーゼン、パウエル・ハウシュタイン（Paul Hausteine, 1888-1944）の名前が挙がっている<sup>ix</sup>。これらの芸術家のうちパンコックとクリューガー、ハウシュタインがシュトゥットガルト教育実験工房に招聘されることになる。

ミュンヘン手工芸連合同工房に参加している芸術家の名前に続いて、この文書にはミュンヘン手工芸連合同工房の移転に必要なと想定される施設や補助金について具体的に記されている<sup>x</sup>。

- 「1. 今日では外部で操業されているが、企業のために十分な作品を提供する鑄金および美術鍛冶工房を含む、上部に指揮された意匠工房の部屋。さらに、工房と同様、可能な限り同じ建物の中で図案を制作する芸術家のアトリエのための部屋。そして少なくとも6つの、授業をする芸術家のための大きな部屋。事務のための5～6部屋と倉庫、木材置き場。
2. 毎年の補助金として10年で1万。そのために美術学校から委ねられる20人までの生徒に義務を負う。彼らは当該工房での実践的な養成や、各申し合わせに応じ、相応しい図案のための仕上げを委員会から引き継ぐ。その際、生徒らによる材料や雑費の支払いの場合には彼らの所有物となる。  
これらの最終的な金額は特に共に移住した芸術家たちに最小限の収入を保証できるように役立てるべきである。

3. 一度の移転費用として、1千マルクが保障されなければならない。<sup>xi</sup>」

ミュンヘン手工芸連合同工房のシュトゥットガルト移転の案では、その移転と工房運営、芸術家の雇用にかかる費用をヴュルテンベルクが拠出することが構想された。つまり、カル

<sup>viii</sup> Professor Grethe u. Graf Kalkreuth, um 1900, Ebd.

<sup>ix</sup> Ebd., S. 13.

<sup>x</sup> Ebd.

<sup>xi</sup> Ebd., S. 13-4.

クロイト伯とグレーテは当初ミュンヘン手工芸連合工房のシュトゥットガルト移転の構想をヴュルテンベルクの国家的なプロジェクトとして構想していたのである。

そして、この文書は以下の文章で締めくくられている。

「ランゲ教授の論に我々は同意するが、ドイツには今日までそのような国家的な事業は存在しておらず、それゆえそれは大きな成功を収めなくてはならないということを目指しておきたい。ダルムシュタットがその例証である。それはこれらの事業のほんの一部に過ぎない。なぜなら、それは学校を持たず、それゆえ後継者がいない。それに加えて、それは独自に製造しておらず、製造会社にある程度役立てることもできない。だから、ダルムシュタットの製造はシュトゥットガルトと比べ非常に僅かである。

連合工房の芸術的能力は、ダルムシュタットのそれに匹敵しているのである。<sup>xii</sup>」  
カルクロイト伯とグレーテはダルムシュタット芸術家コロニーの芸術性を高く評価しているが、必ずしもダルムシュタット芸術家コロニーをヴュルテンベルクの国家的な芸術支援事業の最良のモデルと捉えていたのではない。むしろ、ダルムシュタット芸術家コロニーの弱点、そこには教育工房がなく、後継者が育っていないことや、そこに独自の製造システムがないことを指摘し、暗にミュンヘン手工芸連合工房の製造システムやシュトゥットガルトの製造業の優位性や工房教育の重要性を説いているのである。ランゲ教授とは1901～7年にシュトゥットガルトの絵画館の館長を務め、後にテュービンゲンの美術史研究所を設立する美術史家コンラート・ランゲ (Konrad Lange, 1855-1921) のことである。彼は自邸の設計をパンコックに依頼しており、パンコックはランゲ邸により彼の建築家としてのキャリアをスタートさせた<sup>xiii</sup>。ランゲはパンコックのよき理解者であった<sup>xiv</sup>。

1900年のパリ万国博覧会でパンコックを気に入ったカルクロイト伯は、1900年の11月に直接パンコックと面会した<sup>xv</sup>。その後、パンコックとミュンヘン手工芸連合工房の事務長クリューガーと折衝を行った後、ミュンヘン手工芸連合工房のシュトゥットガルト移転計画を提出した<sup>xvi</sup>。しかし、この計画はシュトゥットガルトの美術工芸に関わる工業経営者や宮廷の陳情者の抵抗に遭ってあえなく頓挫してしまう。先に挙げたカルクロイト伯とグレーテによるミュンヘン手工芸連合工房のシュトゥットガルトへの移転構想は、王立美術工芸学校に「教育実験工房」を新設するという案に変更され、その計画案は1901年夏に省庁に提出された。

省庁令により1901年12月9日までにヴュルテンベルク王立美術工芸学校は教育実験工房を独立部門として擁立することになり、まず1901年末に家具工房が刑務所 (Zuchthaus) 内に完成し、教育実験工房の実質的な運営は1902年初めに開始された。当初の案では、クリューガーとパンコックが共同して教育実験工房を運営し、クリューガーは週の半分はミュンヘンで活動する予定であったが、最初の施設長としてクリューガー、主要教員としてパンコックが招聘され、初年度においては彼らの下でハンス・フォン・ハイダーとハウシ

<sup>xii</sup> Ebd., S. 14.

<sup>xiii</sup> Württembergisches Landesmuseum Stuttgart, Ausst. Kat. Bernhard Pankok 1872-1943: Kunsthandwerk - Malerei - Graphik - Architektur - Bühnenausstattungen, 1973, S. 23-7.

<sup>xiv</sup> Konrad Lange, „Bernhard Pankok“, *Dekorative Kunst*, VIII. 4. Januar 1905, S. 129-160.

<sup>xv</sup> Württembergisches Landesmuseum, Ebd., S. 258.

<sup>xvi</sup> 以後の教育実験工房に関する動向については、以下を参照した。Büttner, S. 139-140.

ユタイン，ルドルフ・ロホガが教鞭を執ることになった。

以下に，シュトゥットガルト教育実験工房が設置された1901年12月9日前後に発行されたと考えられる最初の同工房の綱領及び規定を示す。

『ヴェルテンベルク王立美術工芸学校シュトゥットガルト教育実験工房綱領及び規定』  
3頁

A. 綱領

. 施設の目的及び構成

§ 1

美術工芸学校教育実験工房は、以下を目的とする。

- . すでに美術上の一般教養を有する生徒たちを、
- 1) 常に使用する素材や加工のための技術的な手法、価格計算を考慮した美術工芸作品案の修業を通して、
  - 2) そのような図案の制作を通して、
  - 3) 素材学の授業を通して、
- 教育すること。

- . 美術工芸のマイスター・コースを開設すること。  
. 報酬と引き換えに、美術工芸従事者に芸術的な図案と原型を供給すること。

§ 2

美術工芸学校教育実験工房は、シュトゥットガルトの美術工芸学校に附属し、それにより教会学校省の直下に置かれる。

§ 3

授業は美術工芸学校の主要教員たちにより必要な助力者たち（助手、マイスターなど）の協力の下にまず家具部門とそれに関連する技術のために行われる。

4頁

. 受け入れ

§ 4

美術工芸学校教育実験工房への正規の生徒としての受け入れ条件は以下の通りである。

- 1) 美術工芸学校、美術アカデミーあるいは工科大学の建築部門で少なくとも2年の修業証明書。それには、デッサンとその他の作品の証明書とその呈示が必要である。
- 2) 品行方正であることの証明書
- 3) 未成年の場合は親もしくは後見人の同意承諾書
- 4) 美術工芸に関する重要な芸術的能力の証明書  
デッサンやその他の作品（第1号）の呈示に際しては、自作であることを文書により証明しなくてはならない。

証明書第4号はシュトゥットガルト美術工芸学校の卒業試験の合格、もしくはこの施設によって出された懸賞問題の回答の証明書をもってもたらされる。もしくは、その経過後に工房委員会（教育実験工房の教員全員）が最終的な受け入れについて決定する、少なくとも4週間の見習い期間によって証明しなければならない。

5 頁

§ 5

どの正規の生徒も教育実験工房に少なくとも1年は通わなくてはならない。

受け入れは原則として4月1日と10月1日に行われる。

申し込みは施設長の下で行われる。

§ 6

受け入れに際しては、どの正規の生徒も入学料10マルクを支払わなくてはならない。さらに授業に参加するために、半年分前納の授業料60マルクを準備しなくてはならない。

入学料・授業料の返還は納入期限前あるいはやむをえず退学する場合に要求できない。それに対して、仮採用開始後に不採用になる場合にはこの時に上回る額の授業料が返済される。

役所の証明書により資金がないと証明される生徒たちには、才能があり、品行方正であることが証明される場合に、授業料は全額あるいは一部免除される。

§ 7

教材として用いるのは以下の通りである。

- 1) 工房や美術工芸学校の教材コレクション
- 2) 国立科学・美術・古代コレクション一般及び王立産業博物館コレクション

6 頁

3) 生きたモデル。

4) 最後に建築や美術工芸工房の見学を目的とした、教員による生徒との遠足が実施される。

§ 8

教育実験工房の正規の生徒たちのための規則と懲戒処分に関しては、美術工芸学校の生徒のために公布する規則（1896年12月28日付け美術工芸学校の組織規程，Reg.-Blatt von 1897 S.5 - § § 22 und 23）が、美術工芸学校長と教員団に代わって工房長と工房委員会が入るという条件付きで適用される。

§ 9

基礎教育や、特別な個人的事情により授業に参加しようとする者は、空きがあれば聴講生として受け入れられうる。

その他の点については、聴講生には§ 6 から § 8 までが適用される。

§ 10

生徒たちの他に、美術工芸のマイスターたちが業績の適切な補償に対する特別な取り決めに基づいて、さらなる職業教育のために工房に受け入れられる。

7 頁

必要に応じ、特別マイスター・コースが工房で開かれる。

§ 11

施設での授業への全参加者は、教員とマイスターの指示に必ず従わなくてはならない。

それが受け入れられない場合には、工房委員会がすぐに除名を命じることができる。

・カリキュラム，学年，休暇

§ 12

授業は以下を含む。

工房制作  
 専門デッサンと図案  
 自然研究  
 講演と研修旅行  
 価格計算と簿記

§ 13

学年は毎年10月1日に始まり，2つの学期に分かれている。冬学期は10月1日に，夏学期は4月16日に始まる。

§ 14

休暇は，  
 12月24日から1月2日まで，  
 3月15日から4月15日まで  
 そして8月1日から9月30日までである。

8 頁

・構成員

§ 15

a) 運営

施設長：クリューガー，教授  
 行政官：運営員，シュミット，美術工芸学校を兼務。

b) 授業

主任教員：

クリューガー，教授：家具の図案及び制作  
 パンコック，教授：家具の図案及び制作

主任教員は同時に工房委員会を形成する。その委員会に補助教員も所属する。補助教員には特別令により工房委員会での議席と議決権が与えられる。

補助教員：

ベルナー，画家，グミュント (Gmünd) の産業補習学校芸術部門長：金属部門の監督と授業の実施  
 シュミット，事務：商業上の計算と簿記



フプファー，家具マイスター，材料・器具管理者  
シュナイダー，家具マイスター

c) 用務員

カイル

9頁

## B. 王立美術工芸教育実験工房の生徒のための規則

### § 1

学校への受け入れにより，生徒たちは同校の規則を誠実に守り，とりわけ施設長や教員，事務員のすべての指示に常に忠実に従う義務を負う。

### § 2

入学料の支払いの際，生徒には身分証明書が交付される。それに基づいて，生徒には学期期間中授業の出席が許される。

この証明書は対外的にその所有者の身分を証明するために，どの生徒にもそれを大切に保管することが推奨される。

どの生徒にも入学後すぐに，新学期開催に際して，用務員の所に置かれている住居一覧に自分の住居を記入し，変更をすみやかに登録する義務がある。

### § 3

教室は日曜，祝祭日を除き，毎日授業や生徒の訪問のために開けられる。すなわち，

10頁

夏：午前 7時から12時まで

午後 1時から7時まで

冬：午前 8時から12時まで

午後 1時から7時まで

休暇中，生徒にはデッサン室や工房等での作業願いにより許可される。

### § 4

もし，生徒が病気により施設を訪れることができないならば，ただちに施設長にその由を知らせなくてはならない。

### § 5

生徒が一時的に，あるいは終日，あるいは2～3時間登校の免除を希望する場合，申請書を施設長に提出しなければならない。施設長は生徒に2週間まで休みを与えることができる。長期にわたる申請については工房委員会が判断を行う。それは正当な理由である場合にのみ申請に適用される。

## § 6

授業のために用いられる学校の教材，すなわち標本，自然の鋳造物，教授のオリジナルの素描などは，きわめて入念に取り扱われなければならない。生徒たちは，委ねられた物を無傷で返却する責任があるとともに，何らかの損傷に対しては弁償する義務がある。オリジナルの素描は施設外に持ち出されるべきではない。

11頁

## § 7

工房の図書室および美術工芸学校の図書館の利用は，どの生徒にも認められた規則に従って許可される。

## § 8

## 懲戒規定

生徒はシュトゥットガルト市に特別に適用される警察規則と同様に一般的な警察規則に従って裁かれ，警察にその処理を委託した事務員と用務員に職権の行使において相応の敬意を表し，彼らの命令に従わなくてはならない。

学校の生徒全員には学校内外で礼儀正しい振る舞いと同様に道徳的な行い，事務員と施設の教員に対する敬意と従順，用務員に対する思慮のある態度に努める義務がある。

懲罰に際して，生徒には以下のことが禁じられている：

- 1) デッサン室や工房で喫煙すること
- 2) 職員が管理する暖房や学校の飲食所でのガスの点火を勝手にすること
- 3) 教員の許可なしに教室から教材を持ち出すこと

## § 9

## 懲罰

懲罰は以下の通りである：

- 1) 該当する教員あるいは工房の施設長による訓告
- 2) 工房委員会の前でのより厳しい戒告
- 3) 授業料免除や奨学金の剥奪
- 4) 退学勧告を伴う教戒
- 5) 謹慎，あるいは施設からの永久追放

施設からの追放は，特に以下の理由により命じられる。

授業にしばしば，あるいは理由なく長期に出席しないため，  
不従順のため，  
不品行のため。

最も厳しい懲罰は，施設からの永久追放である。これは学内の掲示により通知される。

事態が発生した場合，どの懲戒処分が適用されるべきかは，工房委員会の裁量に委ねられる。その際，工房委員会は特定の段階に縛られず，違反行為に応じ，一回目はより厳しい，自身でもっとも厳しい罰を科すことができる。ある懲罰の査定に際しては加重根拠として前科が重要である。

条項 3 - 5 で既述した生徒に対する罰については、施設長を通して両親あるいは関与する後見人にすぐに知らされる。

13頁

## § 10

### 懲罰局

規律を運用する人々および組織は、以下の通りである。

- 1 ) 個々の教員
- 2 ) 工房長
- 3 ) 工房委員会

授業内で違反が始まる場合はどの教員も彼の生徒たちに、工房長はすべての生徒たち訓告をする権限があり、工房委員会はあらゆる異なる懲罰を科す権利がある。

工房委員会の懲罰の命令に対しては教会学校省で異議が申し入れられる。

このために、裁判によらない異議申し立てについての1821年7月26日付の懲罰規則に含まれる規定は概して有効である。

異議申し立てには、区役所の判決に対する異議申し立てについての先述した規定16条第2項の中に定められた15日間の期限が有効である。

赦免申請の際の手続きには、一般に1835年4月3日付け指示規則が有効である。( Reg . - Bl. S . 209 ff )

## § 11

### 生徒の退学

どの生徒も、立証可能な緊急の場合を除き、実際の退去の少なくとも8日前には退学を工房長に知らせなくてはならない。

14頁

退学する者には、要望に応じて在学中に出席した授業科目についての証明書が発行される。

事前の届け出なく退学する際、この証明書は拒否されうる。

施設長と事務の署名により授与された証明書は内容を含む。

- 1 ) 生徒の氏名、出身地名
- 2 ) 施設での在籍期間
- 3 ) 様々な専門における能力の養成の到達段階についての申告
- 4 ) 道徳的な振る舞いに関する証明

### 謝辞

Einen besonderen Dank möchte ich Hauptstaatsarchiv Stuttgart, Frau Mayumi Pfundtner, Bibliothek der Staatlichen Akademie der Bildenden Künste Stuttgart, und Frau Angela Zieger, Archiv der Akademie, aussprechen.

### 付記

本稿は平成26年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C））（課題番号：24520162）による研究成果の一部である。